を勘案して定める期間内に報告しなければならない。

3・4　［略］

第四十九条～第八十条　［略］

（充てん設備の保安検査）

第八十一条　法第三十七条の六第一項本文の規定により都道府県知事が行う保安検査は、一年に一回受けるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回受けるものとする。

2　使用を休止した充てん設備であって、当該充てん設備の許可をした都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあっては、完成検査）を受けた日から当該充てん設備を再び使用しようとする日までの期間が一年以上であるもの（以下「休止充てん設備」という。）にあっては、当該充てん設備を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

3～5　［略］

第八十二条～第百三十一条の二　［略］

（報告）

第百三十二条　次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下表に掲げる者に報告しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければならない。

表　［略］

2・3　［略］

第四十九条～第八十条　［略］

（充てん設備の保安検査）

第八十一条　法第三十七条の六第一項本文の規定により都道府県知事が行う保安検査は、一年に一回行うものとする。ただし、使用を休止した充てん設備であって、当該充てん設備の許可をした都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあっては、完成検査）を受けた日から当該充てん設備を再び使用しようとする日までの期間が一年以上であるもの（以下「休止充てん設備」という。）にあっては、当該充てん設備を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

［新設］

2～4　［略］

第八十二条～第百三十一条の二　［略］

（報告）

第百三十二条　次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下表に掲げる者に報告しなければならない。

表　［略］

様式第44（第81条関係）

［略］

1～3　［略］

4　その他特記事項

（備考）　1・2　［略］

3　第81条の災害その他やむを得ない事由により経済産業大臣又は都道府県知事が定めた期間内に受ける場合にあっては、その旨を記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第十条　ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（漏えい検査） **第五十一条**　道路に埋設されている導管（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものであって当該導管に関し第四十九条第四項に規定する装置が道路に設置されているものにあっては、当該道路に埋設されている本支管から当該装置までの部分に限る。）は、次の表の上欄に掲げる導管の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。 一・二　［略］ 三　経済産業大臣（導管の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、当該導管の設置の場所を所管する産業保安監督部長。）の承認を受けた場合	（漏えい検査） **第五十一条**　道路に埋設されている導管（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものであって当該導管に関し第四十九条第四項に規定する装置が道路に設置されているものにあっては、当該道路に埋設されている本支管から当該装置までの部分に限る。）は、次の表の上欄に掲げる導管の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。 一・二　［略］ ［新設］

表　［略］

様式第44（第81条関係）

［略］

1～3　［略］

［新設］

（備考）　1・2　［略］

［新設］